厚木市の地域生活支援拠点について
誰もが安心して暮らせる地域を目指して

1　地域生活支援拠点について

（1）障がいがある方が地域で安心して暮らすために

◎障がいがある方が地域で暮らしていると様々な不安が生じる。
　〇重度の障がいがある。
　〇医療的ケアが必要である。
　〇親も本人も高齢になってきた。
　〇「親亡き後」も自宅で生活できるか不安。
　〇緊急事態のときはどうすればいい？

↓

◎行政や事業所が様々な役割を持ち、地域の支援体制を整える。

↓

◎障がいがある方が安心して地域で暮らすことができる。

1　地域生活支援拠点について

(2) これからの障がい福祉の方向性

◎国の基本方針

障がい者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、障がい者の生活を地域全体で支える提供体制の構築を目指す。

- 入所等から地域生活への移行
- 地域生活の継続の支援

◎神奈川県の方針（R３年第３回県議会　県知事答弁）

- 県立入所施設の入所者の地域生活の移行促進を図る。
- 県立入所施設の定員規模を見直す。
- 県立入所施設を、地域生活が困難になった障がい者を一時的に受け入れ、また地域に帰れるような「通過型施設」とする。

障がいがある方の地域生活への移行・地域生活の支援を推進

地域生活を支援するための機能の整備が必要となる。

１　地域生活支援拠点について

⑶ 地域生活支援拠点とは？

障がいがある方が地域で安心して暮らすための機能を持った事業所等のこと。
さらには、拠点機能を有する事業所等の連携による支援体制そのものを指す。

◎拠点の３つの整備手法

多機能拠点型：１つの事業所等に複数の機能を持つ整備類型

面的整備型：複数の事業所が様々な機能を担う整備類型

多機能拠点と面的整備の併用型

1　地域生活支援拠点について

(4) 障がい者が安心して地域で暮らすための機能とは？

○相談　相談支援、緊急事態等に必要なサービスのコーディネート

○緊急時の受入れ・対応　短期入所による緊急時受入態勢等

○体験の機会・場　一人暮らしやグループホーム等の体験の機会

○専門的人材の確保　医療的ケア、行動障がい等に対応する体制等

○地域の体制づくり　コーディネーターの配置、地域資源の連携

これら「５つの機能」を整備し、障がいがある方が安心して地域生活を送ることができる支援体制の構築を目指す必要がある。

２　厚木市の整備状況について

(1) 厚木市の整備状況について

〇整備年度：平成28年度
〇整備類型：面的整備
〇検討経過：厚木市障害者協議会において検討
〇登録事業所数：22事業所（令和３年12月10日現在）

(2) 拠点機能について

◎相談機能
主な機能：地域で障がい種別に関わらず、様々な相談ができる。
24時間の緊急相談支援体制が整備されている。
主な拠点：障がい福祉課、障がい者基幹相談支援センター、
障がい者相談支援センター（市内６か所）

２　厚木市の整備状況について

⑵ 拠点の機能について

◎緊急時の受入れ・対応機能

主な機能：休日、夜間であっても、緊急一時保護や緊急訪問が受けられる。

主な拠点：障がい福祉課、障がい者基幹相談支援センター、障がい者相談支援センター、短期入所施設、拠点登録事業所

◎体験の機会・場の提供機能

主な機能：入所施設や病院から地域での生活に移行する際に、体験的に利用できる場所がある。

主な拠点：グループホーム、日中活動系サービス事業所

◎専門的人材の確保・養成機能

主な機能：専門的な支援を可能とする人材を確保又は養成する。

主な拠点：障がい福祉課、障がい者基幹相談支援センター

２　厚木市の整備状況について

⑵ 拠点の機能について

◎地域の体制づくり機能

主な機能：障害者協議会において、多職種連携に関する協議や地域課題の解決に向けた検討を実施している。
　地域のセンターを中心に関係機関よる支援体制が構築されている。

主な拠点：障がい福祉課、障がい者基幹相談支援センター、
　障がい者相談支援センター

⑶ 市の課題について

〇体験の機会・場の提供機能の整備は、まだ十分とは言えない。
〇親や兄弟などの介護者が急に不在となる事態に対応する支援体制が上手く機能していない。

３　介護者の急な不在について

◎介護者の急な不在とは

〇地域で暮らしている障がい者にとって、病気や怪我などで「介護者が急に不在」になることは、重大な課題である。

〇現在は、新型コロナウイルスへの感染や親の高齢化などにより、「介護者の急な不在」は、いつでも起こり得ると考えられる。

〇一般的に、親は子より早く亡くなる可能性が高いため、「親亡き後」まで見据えた検討が必要である。

「介護者の急な不在」に対応できる支援体制を構築するため、課題の抽出及び課題解決に向けた検証を実施した。

４　緊急対応の課題について

ここからは、「介護者の急な不在」＝「緊急事態」として説明します。

(1) 緊急時の連絡先が分からない。
→　休日・夜間に緊急事態が発生した際に、どこに連絡すればよいか分からない。

(2) 短期入所施設のみでの緊急対応には限界がある。
→　短期入所施設での支援には、利用者の性格や障がい特性の把握が必要となる。このため、短期入所施設での緊急受入れにおいても、原則として事前に体験利用している方に限られる。

(3) 障害福祉サービス事業所が緊急対応しても報酬がない。
→　通所先の障害福祉サービス事業所が緊急対応したとしても、報酬が出ない。

４　緊急対応の課題について

(4) 搬送の役割分担がなされていない。
→　緊急時に短期入所施設等まで誰が送り届けるのか、明確な役割分担ができていない。

(5) サービスを利用していない方などへの対応が困難である。
→　障害福祉サービスを利用していない方や障害者手帳を持っていない方などへの緊急対応が困難である。

　これらの課題を解消しなくては、地域で暮らす障がい者やその家族の安心感を担保できない。
⇒　地域生活支援拠点の機能として不十分な状態である。

５　緊急対応の課題解消に向けて

この緊急対応の課題解消に向けて、障害者協議会等での検討を経て、2つの方向からの支援を推進することとした。

「準備」と「対応」の２つの方向からの支援

◎平常時からの検討（事前の準備）

平常時から「介護者の急な不在」や「親亡き後」の生活について、本人の意思や希望を確認しながら、家族や支援者とともに検討することが重要である。

⇒『安心生活支援プラン』の活用

＋

◎緊急時の対応（事後の対応）

「介護者の急な不在」が起きてしまった際に、本人の保護を迅速に対応できる支援体制を整備する。

⇒『厚木市障がい者地域生活支援拠点機能強化補助金』の創設

５　緊急対応の課題解消に向けて

◎『安心生活支援プラン』（事前の準備）

本人や介護者の状況から緊急事態を想定し、サービス等利用計画に緊急時の短期入所利用をあらかじめ記載しておく。関係機関が情報共有し、本人も定期的に短期入所を利用することで緊急事態に備える。

〇計画相談支援（サービス等利用計画案）
- 高齢の父母と自宅で生活（介護者がいないと生活が困難な方）

→　介護者が不在となった事態を想定し、安心生活支援プランを追加しておく。

〇サービス担当者会議
- 事業所間で緊急時の対応を共有し、それぞれの役割を確認する。

〇短期入所施設の体験利用
- 緊急時に入所して不安にならないよう、定期的に短期入所を利用しておく。
- 日常においては、介護者のレスパイト（休息）も必要であることを確認する。

５　緊急対応の課題解消に向けて

◎厚木市障がい者地域生活支援拠点機能強化補助金（事後の対応）

　緊急事態が起きた際、市の拠点に登録している事業所が所定の支援を実施した場合に補助金を交付する。

補助対象支援

○障害福祉サービス事業所等による受入支援
→　対象者を事業所で受け入れて、必要な支援及び便宜を提供する。
※　短期入所の指定が無くても可。

○自宅等への訪問による介護支援
→　対象者の自宅を訪問し、必要な支援及び便宜を提供する。
※　居宅介護等の指定が無くても可。

○受入調整
→　対象者の受入先等について事業所等と調整を図る。

○搬送支援
→　対象者を受入先まで搬送する。

６　補助金の活用による効果

（1）緊急時の支援体制の拡充
→　補助金を活用することで人件費等を捻出することが可能となり、緊急時に対応できる事業所等の増加が期待される。

（2）障がい種別によらない幅広い対応
→　通所事業所での受入れや自宅での支援に対し補助金交付が可能となるため、短期入所施設の利用対象外の障がいがあっても、幅広く緊急対応を受けることが可能となる。

（3）役割分担の明確化
→　緊急時に受入れができない事業所であっても、受入調整や搬送支援等の緊急対応を実施した場合は補助金申請が可能となるため、緊急対応時に役割分担しやすくなる。

６　補助金の活用による効果

⑷ 緊急相談後の対応ルートの確立

休日・夜間において緊急事態の相談を受けた後、受入調整→施設等への搬送→受入れまでの対応ルートが確立しやすくなる。

⑸ サービスを利用していない方などへの対応

→　障害福祉サービスを利用していない方や障害者手帳を持っていない方についても緊急時の対応が可能となる。

市では、拠点登録事業所を増やすため、令和３年度に市内の障害福祉サービス事業所等を対象に、全6回の説明会を実施しました。

その結果、令和３年度末現在で、37事業所に拠点の登録をしていただいています。

今後も定期的に説明会を実施し、さらに拠点登録事業所を増やしていく予定です。

７　緊急対応フロー（平日）

介護者に緊急事態が発生
事業所が発見又は利用者から連絡

↓

障がい福祉課に連絡
046-225-2225

↓

支援方法の検討
【通常支援】又は【緊急対応】

→

【通常支援開始】
・短期入所や訪問介護を利用し支援を継続する。
・個別支援会議を開催し、今後の支援方針を決定する。

↓

【緊急対応開始】
・施設等での受入れ又は自宅での介護が決定次第、緊急対応を開始する。
・個別支援会議を開催し、今後の支援方針を決定する。

７　緊急対応フロー（休日・夜間）

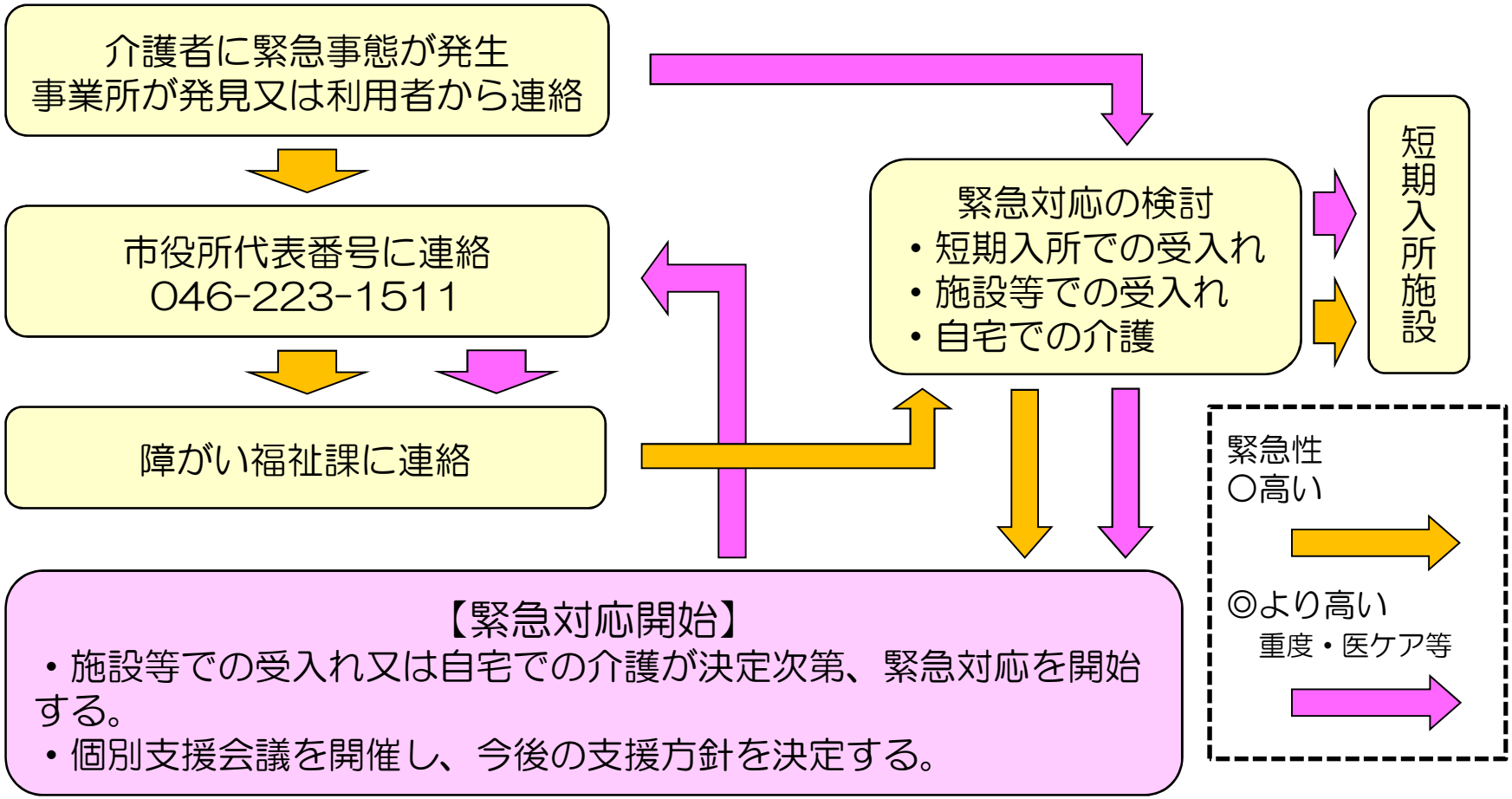

※　緊急性がより高い場合は、事業所の判断で施設等での受入れ又は自宅での介護を開始する。その後、なるべく早い段階で障がい福祉課（又は市役所代表）に連絡する。

８　まとめ

◎一番大切なことは事前の検討です！

　緊急事態が起きたとき、いつも本人の希望を最優先にできるとは限りません。

　だからこそ、日頃から本人の意思や希望を確認し、家族や支援者とともに、緊急事態を想定した検討をしておきましょう。

◎緊急時に対応できる担い手を増やします！

　緊急時に対応してくれる事業所は、地域の力の強さの源です。

　市でも定期的に説明会を開催していきますが、利用者の皆さんや御家族からも、事業所に対し拠点登録を検討するようお伝えいただけたらと思います。

◎これからも拠点機能を見直し・強化します！

　障がいがある方が地域で安心して暮らすために、今後も障害者協議会等を通じて拠点機能を見直し、より効果的な支援体制を構築していきます。
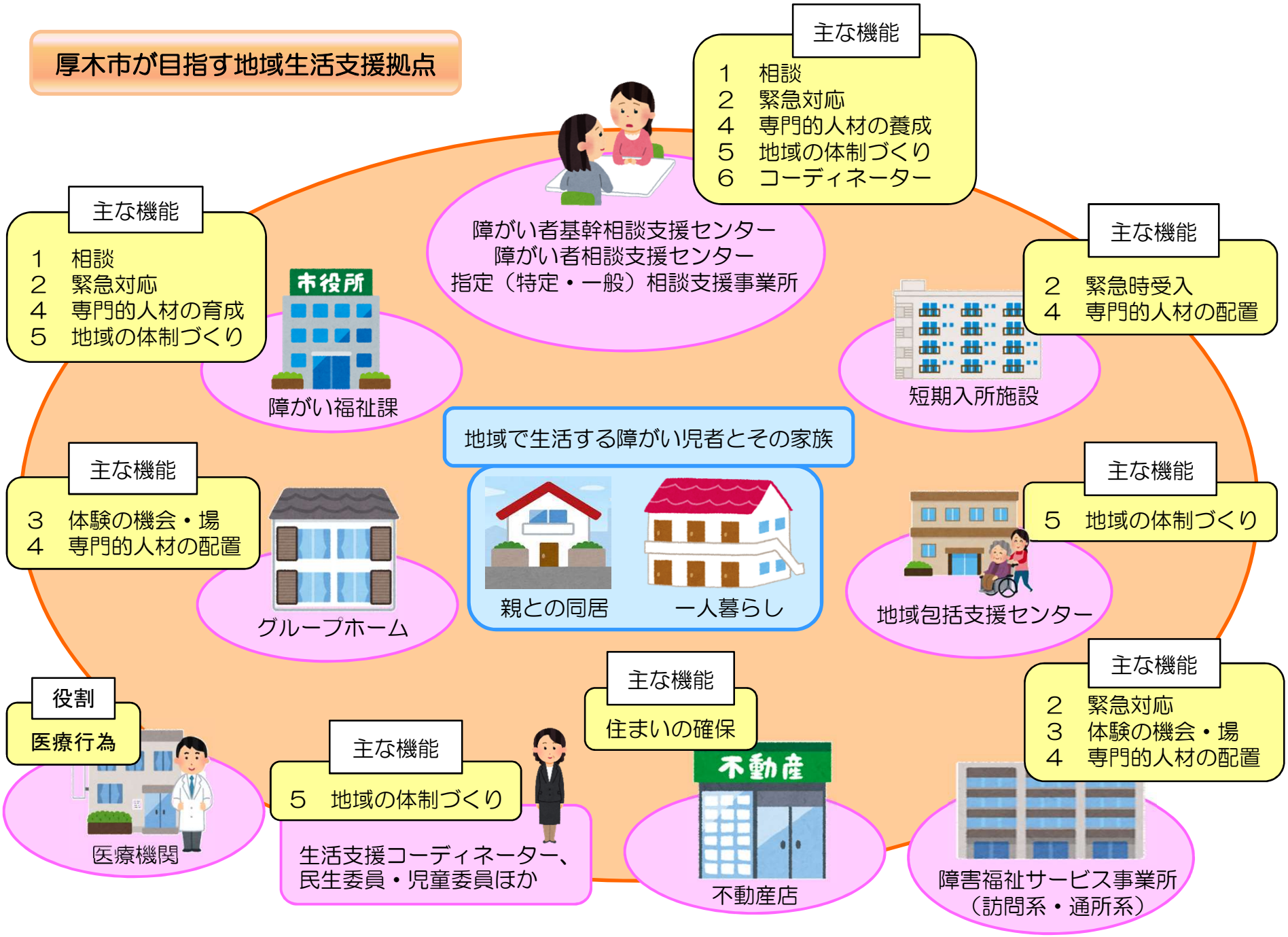
厚木市が目指す地域生活支援拠点